

# 亀山市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

三重県亀山市

## 1 促進計画の区域

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（別紙地図に記載のとおり）（以下「農用地区域」という。）とする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 平坦等地域

#### (1) 現況

本地域は、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川及び中ノ川流域に扇状地性低地が開け、水田として利用されている。また、この上段には洪積層の砂礫台地がつながっており、畑地及び樹園地を形成している。

本地域においては、今後、担い手への農地の集積を円滑に進めていくため、農業者団体等による農業用水路や農道等地域資源の基礎的保全活動及び質的向上を図る活動を促進する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

### 2. 中山間等地域

#### (1) 現況

本地域は、平坦地に流入する河川に沿って細長く形成された農地が多く、団地規模及びほ場の区画も狭小で不整形、さらに傾斜度も大きくなっており、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業又は同項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する 区域	実施を推進する事業
①	亀山区域 (農用地区域)	第3条第3項第1号に掲げる事業又は同項第2号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

三重県及び三重県農地・水・環境保全向上対策協議会その他関係機関との連携により事業を推進する。

別紙の通り。(法第3条第3項第2号事業関係)